

参加表明に関する質問への回答

事業名 富士市立保育園等における紙おむつ等月額定額制サービス提供事業

令和8年6月30日 回答

No	実施要領等 ページ番号	質問事項	回答
1	実施要領 3頁 「6 公募開始から協定締結までの日程」	企画提案書等に関する質問回答の公表日が令和8年7月17日(金)、企画提案書等提出期限が令和8年7月21日(火)午後3時必着とされています。郵送提出の場合、質問回答を確認してから企画提案書等に反映し、期限までに到着させることが困難な可能性があります。質問回答を踏まえた修正、差替え又は補足提出は可能でしょうか。	企画提案書等に関する質問回答の公表日を令和8年7月16日(木)午後5時に変更させていただきます。 また、企画提案書等提出期限についても令和8年7月22日(水)午後3時に変更させていただきます。
2	実施要領 6頁 「13 プレゼンテーション及びヒアリング」	プレゼンテーション及びヒアリングに進む事業者数に上限はありますでしょうか。上限がある場合、どの段階で、どの基準により対象事業者を選定されるのでしょうか。	プレゼンテーション及びヒアリングを実施する事業者数の上限はありません。
3	実施要領 6頁 「13 プレゼンテーション及びヒアリング」	プレゼンテーション及びヒアリングの際、出席者は、名札を着用するとのことですが、名札は各事業者で用意するのでしょうか。 また、事業者が用意する場合、ネームホルダーに名刺を入れる形で良いでしょうか。貴市の指定様式がある場合は詳しくご教示ください。	プレゼンテーション及びヒアリングの際に出席者に着用いただく名札は、各事業者においてご用意お願いいたします。なお、名札の指定様式は特にありません。
4	実施要領 6頁 「13 プレゼンテーション及びヒアリング」	プレゼンテーション時に使用するパソコンは当社で持参する予定です。持参するパソコンを接続して投影するためのモニター及びHDMIケーブル等の接続機器を富士市より借用することは可能でしょうか。	プレゼンテーションで使用するモニター及びHDMIケーブル等の接続機器は本市で用意いたします。
5	実施要領 7頁 「15 審査及び優先交渉者の特定等」	企画提案書およびプレゼンテーションの作成にあたり、貴市の実情やニーズにより合致した具体的なご提案を差し上げたく存じます。 つきましては、審査委員会の構成について、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。 (例:保育幼稚園課職員0名、公立保育園長0名、など)	審査委員会の構成については、保育行政に携わる事務職員5名、公立保育園長を含む保育士3名の合計8名となります。
6	様式-4 「主な同種サービス実績調書」	参加表明時に提出する「主な同種サービス実績調書」は、企画提案書等審査における「事業実績」の評価資料として用いられるのでしょうか。 また、企画提案書内で、参加表明時に提出した実績以外の補足実績を記載することは可能でしょうか。	他自治体での事業実績を評価項目としていることから、参加表明時に提出する「主な同種サービス実績調書」は、参加資格を確認するために用いることに加え、企画提案書等審査における「事業実績」の評価資料として活用いたします。 既定の枠内で記載しきれない場合は、枠を追加する又は既定の枠内で「外〇〇団体」等と記載してください。
7	実施要領 8頁 「18 その他（留意事項）」	実際に使用する紙おむつの品質を体感頂きたく、おむつのサンプルをプレゼンテーション時に持参を想定しておりました。 ただ、実施要項18(2)イ(ウ)の通り記載がある為、企画提案書提出時におむつのサンプルを送付させて頂くことは可能でしょうか。	提供いただく紙おむつ、おしりふきの現物サンプルは追加資料の対象外としますので、プレゼンテーション時に提供いただくことは問題ありません。そのため、事前の送付は不要で、当日持参いただければ結構です。 なお、現物サンプル以外の追加資料の提出があった場合には失格とさせていただきます。
8	仕様書 1頁 「5 事業内容(1)紙おむつ等の規格及び利用料金」	仕様書1頁「5事業内容(1)紙おむつ等の規格及び利用料金」において、「原則として全ての規格において同一メーカーの製品を提供すること」とされています。対象児童には0歳児も含まれるため、今後の人所状況や園児の体格等により、Sサイズのテープタイプ又はパンツタイプの使用が想定されます。 主たる提供メーカーに当該規格の製品展開がない場合に限り、利用園児の年齢・体格に応じた適切な製品を提供する観点から、Sサイズのテープタイプ又はパンツタイプについて、同等品質以上の別メーカー製品を提供することは可能でしょうか。	今回、市立保育園等で使用する紙おむつは、「Sサイズのテープタイプ」と「M、L、ビッグ、ビッグより大きいサイズのパンツタイプ」を予定しております。これらの規格については全て同一メーカーの製品としてください。 ただし、昨今の世界情勢等の特段の事情により、本事業開始後にメーカーの生産停止等が発生するおそれが生じた場合は、当市に協議してください。
9		保育所での利用にあたりSサイズ(テープ式およびパンツ式)の使用が想定されます仕様書には「全ての規格において同一メーカーの製品を提供すること」と規定されておりますが、提案予定であるメーカーの製品展開(取扱状況)の都合で、Sサイズのパンツタイプやテープタイプのみ「別メーカーの製品」を提供するといった、複数のメーカーの製品が混在する提案は、仕様を満たさない(不可である)という認識でよろしいでしょうか。 (例) Sテープ: A社、Sパンツ: B社、M～BIG大: A社は不可 Sテープ: A社、Sパンツ: A社、M～BIG大: A社は可	